

# かけはし

WELFARE INFORMATION

■編集発行／社会福祉法人養父市社会福祉協議会 〒667-0022 養父市八鹿町下網場320（地域交流センター「福祉の杜」）  
平成24年7月13日発行 ■電話 (079) 662-0160 ■FAX (079) 662-0161 ■E-Mail yabu-shakyo@fureai-net.tv  
■ホームページ http://www.yabu-shakyo.jp/

## 「グリーンカーテンづくりで高齢者宅見守り！」



◀福祉委員さんや区長さんたちが、ひとり暮らし高齢者宅のネット張りを手伝いました（11月6日、下八木区内）

## 「下八木エコグリーン作戦」

▶すこしずつツルを伸ばすアサガオ。暑さを和らげるだけでなく、これから咲く色とりどりの花が、目も和ませてくれます



暑い夏の体調変化も

見逃さない

全国的に、節電が呼び掛けられる今年の夏。いよいよ暑さも本番を迎えています。

このようななか、下八木区では、福祉連絡会で話し合い、希望した世帯にアサガオのプランターを配布し、グリーンネットづくりをすすめる「下八木エコグリーン作戦」を始めました。

ひとり暮らし高齢者世帯などでは、近くに住む福祉委員や区の役員が、プランターやネットの設置をしたほか、水やりや肥料の世話も手伝っています。毎日、行き来をし、植物と一緒に育てることで、自然と会話もはずんでいきます。

暑さを和らげ、電気を節約するだけでなく、猛暑の中、生活する高齢者の「見守り」も目的にしたこの作戦。

区長の上田力さんは、「世間話をしながら、体調変化や困りごとがないか気にかけていきたい」と話していました。

在宅での生活を快適に

福祉用具の利用方法

養父市社会福祉協議会では、各地区で小地域福祉懇談会を開催しています。懇談会のなかでは、「福祉用具を借りるにはどうしたらいいの」「電動ベッドを借りるのはいくらぐらい」「どいついった種類がありますか」など、住民のみならずから福祉用具についての質問が多く寄せられました。今回は福祉用具の利用方法などについて紹介します。



▶電動ベッドはボタンを押すことで上半身を起こしたり、高さを調整したりして立ち上がりなどを助けます

▽福祉用具を借りるにはどうしたらいいの

介護認定を受けており、介護保険のサービスを利用できるか、できないか（介護認定を受けていない、または認定外など）によって変わってきます。

介護が必要な状態でも、介護認定を受けていない方は、市役所の地域包括支援センターなどに相談し、介護保険のサービスが利用できるか確認しましょう。

▽介護認定を受けている場合

まずは担当のケアマネジャーに相談しましょう。利用者本人や家族の方の希望を聞き、また身体状況などに合わせ

せて、最適な福祉用具のアドバイスと、実際にレンタルや購入をする手続きを行ってくれます。

ここで、注意が必要なのは、介護認定の状況（要介護度）により、介護保険が適用になる（保険でレンタルできる）物品に制限があることです。詳しくは次のページをご覧ください。

▽福祉用具を借りる料金はいくらぐらい

介護保険の場合、利用者は1割負担で利用できます。利用料の例としては、電動ベッドで月1,200円、車いすで月300円などです。（※用具の種類、事業者によって貸

し出し料は異なります）  
▽介護保険を利用していないと利用できないの  
介護認定で「自立」と判定された、あるいは若年で介護保険制度の利用ができない方は、直接、業者からレンタルする事もできます。しかし、保険の給付が受けられないため、全額自己負担となります。

▽社協が行う柔軟なサービス

普段は介護が必要でない方でも、ケガや病気などで一時的に福祉用具が必要になる場合もあると思われれます。本会では、そのような場合に備え、介護保険制度外の電動ベッド、車いす、松葉杖、シャワーチェア、ポータブルトイレなどの貸し出しをしています。

この際の利用料金ですが、電動ベッドの場合、月1,500円。またこれ以外に搬入搬出の際にそれぞれ500円がかかります。また、車いすや松葉杖、ポータブルトイレなどは、短期間（1ヵ月程度）であれば、無料で貸し出しをおこなっています。

あくまで介護保険が利用でき

きない方へのサービスであり、保険が利用できる方は、そちらが優先となります。

▽介護用品も取り扱っていますか

地域の方から、「紙おむつを買いに出るのが大変。社協で売っているのを知らなかつた」と言う声もありました。養父市社協の各支部で、紙おむつや防水シートなどの介護に必要な用品も取り扱っています。

また、杖やポータブルトイレ、車いすなどの購入についても斡旋をしています。必要な物がありましたらご相談ください。



▶座った状態でいることが難しい方でも背もたれを倒し使えるリクライニング車いす

# 生活や介護に役立つ福祉用具

住み慣れた家での生活を支え、介護をする人の負担を減らすことができる数ある福祉用具のなかから、一部を紹介します。

また、レンタルや購入対象についてお知らせします。

## 【手すり（設置型）】



取り付け工事をしなくてもベッドの横や玄関に設置すると、立ち上がりや体を支える手すりとして使えます。

## 【歩行器（キャスター付）】



歩行に不安がある方の移動時に体重を支える歩行器。キャスター付きで方向転換や歩行がスムーズです。

## 【床ずれ防止用具】



マットレス内の圧力を調整して、身体にかかる圧力を分散して床ずれを予防します。

介護保険で福祉用具貸与と給付対象となる用具は下記のとおりです。

### 【福祉用具貸与対象】

- ①車いす
- ②車いす付属品（クッション、テーブルなど）
- ③特殊寝台（電動ベッド）
- ④特殊寝台付属品（サイドレール、マットレスなど）
- ⑤床ずれ防止用具（マットレス、エアマットなど）
- ⑥体位変換器（三角パット、クッションなど）
- ⑦手すり
- ⑧スロープ
- ⑨歩行器
- ⑩歩行補助つえ（松葉杖、多点杖など）
- ⑪認知症老人徘徊感知機器
- ⑫移動用リフト（立ち上がり座椅子、介護リフトなど）  
※要支援1・2の方、要介護1の方は、⑦～⑩の品目のみ利用できます

### 【特定福祉用具購入対象】

- ①腰掛便座（ポータブルトイレなど）
- ②特殊尿器（自動排泄処理装置を含む）
- ③入浴補助用具（シャワーチェア、入浴介助ベルトなど）
- ④簡易浴槽
- ⑤移動用リフトのつり具の部分

※指定を受けていない業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください

購入にあたっては、年間10万円までが限度でその1割が自己負担です（毎年4月1日から1年間）

### 【問い合わせ先】

養父市社会福祉協議会 福祉用具貸与事業所  
養父市八鹿町下網場320地域交流センター「福祉の杜」  
電話：662-0160



▲社協で斡旋している紙おむつ。他の種類やサンプルもあります

## 介護用品の紹介

社協では様々な種類の紙おむつ（パンツタイプやパッドなど）を取り扱っています。そのほかにも防水シートやポータブルトイレ用の消臭液なども置いており、希望の商品がない場合は、取り寄せます。お気軽に各支部にご相談ください。

### 【連絡先】

本 部：662-0160 養父支部：664-1142  
大屋支部：669-1598 関宮支部：667-3248

# 福祉コミュニティ実現に向けて

# 新たな協議体制でスタート!

## 理事・監事・評議員・支部運営委員の紹介

### 就任あいさつ

社会福祉法人 養父市社会福祉協議会

会長 藤川 昭男 (関宮)



盛夏の候、市民の皆様には益々清栄のこととお喜

び申し上げます。平素は社協事業の推進に格別のご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございます。このたびの役員改選で前期に続いて、養父市社会福祉協議会会長に就任いたしました。大役ではございますが、培った経験のもと責務を全ういたします所存です。ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

近年、私達の暮らしを取りまく環境は大変厳しくなっています。景気が一向に好転する兆しもなく、失業率も高止まりで就職もままならず生活が困窮し、生活保護を受ける世帯が増加しています。一方、少子高齢化も加速しており、世帯の小規模化と単身世帯が増加しております。そんな中で個人の価値観やライフスタイルの多様化などもある中、家族や地域における相互扶助機能も弱体化してきており、人と人、人と地域との繋がりが、支え合い助け合う力が薄くなってきております。

カ年の「第一次地域福祉推進計画」を策定し「ささえあう心で笑顔あふれる福祉のまちづくり」を福祉目標として、誰もがその人らしく地域で尊厳を持って安心して暮らせる「福祉コミュニティ」の実現に向け取り組みを進めています。今年度は、5ヶ年計画の最終年度となっており役員一同頑張つてまいります。

財政的には、介護保険収入、共同募金配分金、会費などの収入の減収で厳しい状況ですが、市民の皆様はじめ、行政、関係機関、諸団体、ボランティアの皆様のご支援ご協力を賜りながら事業を推進してまいります。

理事 嘉住 昌子 (八鹿町朝倉)

少子高齢化、人口減少の続く養父市は、社協への福祉ニーズも年々多様化してきています。この度理事選任を受け重責を感じております。地域に笑顔の輪が広がることを願い、社協の役割を認識し、運営がスムーズにいくよう微力ながら努力していきたいと思っております。

副会長 小林 哲夫 (八鹿町下八木)

本年は「第一次地域福祉推進計画」の最終年度であり、次期推進計画づくりに向けたスタートの年でもあり、大変重要な期でありま

す。役職員一体となって福祉ニーズに答えられる活動を推進してまいります。微力ながら誠意、責務を果たしたく思います。

任期満了に伴う、理事・監事・評議員・支部運営委員の選任がそれぞれ行われ、次の方々が就任しましたので、紹介します。

任期は、平成24年6月1日～平成26年5月31日までです。(敬称略)

理事 片山 四六 (八鹿町川東)



私達が住みやすい町にするには、地域で抱えている問題や課題解決に向け、話し合う組織づくりは重要となってきます。多くの住民が福祉に関心を持ち、住み慣れた地域で安心して生活するため、社協が果たす役割を考え、福祉活動の推進に努めていきます。

理事 橋本 幹夫 (浅野)



めまぐるしく変化化する経済情勢の中、少子高齢化が一段と進み安全で安心して暮らせる地域社会を進めなければなりません。私達に直接影響する社会福祉の立場から重要性を再認識し、今一度地域住民のニーズに応えられる活動を原点にかえり微力ながら努力いたします。

理事 森本 茂子 (上数崎)



少子高齢化、人口減少の進むなか、社協への住民のニーズも高まり、果たす役割をしっかりと受け止めながら、社協の地域福祉力の強化の目標に向け、地域住民の皆様と共に、元気で安心して自立した生活が送れる福祉のまちづくりを目指し微力ではありますが努力していきたいと思えます。

理事 梶井 逸郎 (鉄屋米地)



社会の変化により、絆が希薄になり、家庭・地域社会はその機能を失いつつあります。住みよい地域づくりには、行政、住民や民間団体との協力が欠かせません。特に社協をはじめとして、社会福祉の諸団体は重要な役割を荷います。どうかよろしくお願ひします。

理事 近藤 穂津子 (大屋町筏)



過疎と高齢化の著しい地域である当市において、福祉活動に関わり始めたばかりの私がこの度理事の選任を受け、責務の重さを感じています。住み慣れた地域で誰もが安心して生活していけるよう社協の果たす役割を考え、微力ながら努力していきたいと思ひます。

理事 井原 弘志 (大屋町栗ノ下)



水連鉢に田んぼ土を少し入れ、水草を浮かせたメダカの水み家。じーっと覗いて観ると、草のすき間に目ばかり大きなメダカの子と、巻貝の子も生まれていました。飽きない水連鉢のミニピオトープが人の心を癒してくれるなら、福祉活動の一助になりませんか。

理事 高橋 眞生 (大屋町若杉)



住み慣れた地域で安心して生活できるよう連携を密にし、行政に伝えるのが役目だと思っています。少子高齢化が進んでおり、将来への不安を覚えながらの生活者が増えてきています。その実態を十分認識し、多くの意見をしっかりと受け止め努力したいと思ひます。

理事 藤原 孝市 (大久保)



東日本大震災から一年住み慣れた地域での人々の絆や繋がりが、そして支え合いの大切さが改めて浮き彫りになりました。社協としては今以上に近くの人々の見守り活動に十分気を配って安心して生活していけるように皆で力を合わせていきましょう。

理事 田淵 久和 (丹戸)



私達は世界最高の長寿国、超高齢社会に暮らしており世界の人々に誇り得る快挙です。が課題もあり介護にしても家族の絆ばかりに頼るなど個人の力だけでは限界がある。市社協の小地域福祉活動は時宜を得た事業。浅学非才の身ですが、推進の為の全力投球をします。

### ◆社協の役員(理事・監事)はこんな人です◆

理事は、法人の重要事項について決定・執行する重要な機関であり、すべての業務について法人を代表する権限を持っています。また監事は、法人の財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査するなどの権限を持っています。役員は、地域福祉の推進役として社協の業務発展のため、大きく貢献する人たちです。

監事 **藤原 偉則** (大屋町大屋市場)



人々の安心な暮らしは、社会の支え合いで成り立ち、今も昔も変わりません。地域の課題は変化し、多岐にわたりますが、誰もが地域に目を向け、小さな取り組みを続けることが福祉活動です。監事として、皆様から信頼される団体としての継続を念頭に努力いたします。

監事 **森岡 光昭** (広谷二区)



昨今、世界の小規模化や価値観の多様化により、住環境が低下する中、当会は、地域福祉に一般住民が参加し、誰もがその人らしく暮らせる「福祉」コミュニティの形成を使命とする。この協議会の健全経営の確保及び継続維持されるよう監査します。

理事 **正垣 美登里** (養父市 健康福祉部長)



養父市では、少子高齢化と過疎化が進行しており、すが、住み慣れた地域で、誰もが安心・安全に暮らせる地域づくりが求められています。社会福祉協議会が推進する小地域福祉活動の人と人の繋がり、支え合いで「地域の福祉力」向上を支援してまいります。

## 支部運営委員

◎運営委員長 ○副委員長 (敬称略)

氏名	行政区	選出区分
<b>【八鹿支部運営委員会】</b>		
◎ 小林 哲夫	八鹿町下八木	知識経験者
○ 中西 美代子	八鹿町大江	住民代表
片山 四六	八鹿町川東	住民代表
嘉住 昌子	八鹿町朝倉	当事者代表
長島 忠士	八鹿町上綱場	当事者代表
安原 利雄	八鹿町元町	知識経験者
森本 平	八鹿町中村	知識経験者
<b>【養父支部運営委員会】</b>		
◎ 橋本 幹夫	浅野	知識経験者
○ 小柴 勝彦	広谷二区	知識経験者
梶井 逸郎	鉄屋米地	住民代表
折杉 重広	十二所一	住民代表
森本 茂子	上藪崎	当事者代表
中山 典子	能座	当事者代表
藤本 茂樹	中米地	知識経験者
<b>【大屋支部運営委員会】</b>		
◎ 井原 弘志	大屋町栗ノ下	知識経験者
○ 高橋 眞生	大屋町若杉	住民代表
木村 正明	大屋町おうみ	住民代表
和田 久美子	大屋町門野	当事者代表
近藤 穂津子	大屋町筏	当事者代表
正垣 充正	大屋町加保	知識経験者
長瀬 邦彦	大屋町大屋市場	知識経験者
<b>【関宮支部運営委員会】</b>		
◎ 藤原 孝市	大久保	住民代表
○ 橋本 雄一	大谷	知識経験者
藤原 惇夫	大久保	住民代表
田淵 久和	丹戸	当事者代表
中野 博子	中瀬	当事者代表
藤川 昭男	関宮	知識経験者
西谷 康子	葛畑	知識経験者

## 評議員

(敬称略)

氏名	行政区	選出区分
小橋 忠宏	八鹿町駅前	区長会が推薦
中尾 進	八鹿町高柳谷	民協が推薦
宮崎 吉子	八鹿町一部	ボランティアが推薦
伊崎 辰夫	八鹿町下綱場	福祉施設が推薦
田原 巖	八鹿町浅間	知識経験者
茨木 やよい	八鹿町小山	知識経験者
橋本 源也	八鹿町馬瀬	知識経験者
高岡 けい子	八鹿町大森	知識経験者
村上 壽廣	中央	区長会が推薦
岸本 計二	建屋	民協が推薦
田村 きを子	森	ボランティアが推薦
毛利 ハルミ	広谷	知識経験者
柳生 勝利	森	知識経験者
中山 正	能座	知識経験者
田路 和代	大坪	知識経験者
若松 昭彦	大屋町山笠	区長会が推薦
松村 貫昌	大屋町加保	民協が推薦
西田 則子	大屋町夏梅	ボランティアが推薦
佐野 やすよ	大屋町糸原	知識経験者
羽瀧 三枝子	大屋町由良	知識経験者
水田 陽子	大屋町筏	知識経験者
上垣 政雄	大屋町上山	知識経験者
西谷 眞一	別宮	区長会が推薦
多田 岩夫	万久里	民協が推薦
川本 晴美	下吉井	ボランティアが推薦
中野 穰	尾崎	福祉施設が推薦
安達 光生	関宮	知識経験者
浜田 義人	関宮	知識経験者
和田 絹子	三宅	知識経験者
西谷 すみ子	小路頃	知識経験者

◆ 任期：平成 24 年 6 月 1 日～平成 26 年 5 月 31 日

## 結婚相談員

◎主任相談員 ○副主任 (敬称略)

氏名	行政区
◎松村 貫昌	大屋町加保
○松田 穆子	小城
谷口 珠子	八鹿町川西
西村 じゅん子	八鹿町椿色
橋本 康雄	浅野
草薙 真木子	大屋町和田
田淵 喜久子	丹戸
福井 勝子	関宮

任期：平成24年6月1日～平成26年5月31日

## 福祉総合相談員

◎主任相談員 (敬称略)

氏名	行政区
◎安達 光生	関宮
栃本 實	八鹿町栄町
山下 邦子	八鹿町町
安積 良治	野谷
藤本 茂樹	中米地
羽淵 健三	大屋町宮垣
井上 恵美子	大屋町由良
米田 渡	小路頃

任期：平成24年6月1日～平成26年5月31日

養父市社協は、毎週金曜日開設している総合相談の相談員を次の方々に委嘱しました。ご紹介し  
ます。

## 福祉総合・結婚相談員のご紹介

## 養父市ボランティア・市民活動センター運営委員

◎運営委員長 ○副委員長 (敬称略)

氏名	行政区
◎太田 豊	八鹿町下八木
○片岡 なつ子	上箇
高品 桂子	八鹿町栄町
廣瀬 秀子	八鹿町九鹿
北本 博子	船谷
森元 貞夫	大塚
中尾 利恵子	大屋町筏
藤岡 勝子	大屋町宮垣
佐野 やすよ	大屋町糸原
佐藤 正巳	三宅
横谷 ちゑ子	関宮
雲田 美知子	出合

任期：平成24年6月1日～平成26年5月31日

## ボランティア・市民活動センター運営委員のご紹介



なお、左記の方々が運営委員として就任しましたのでご紹介  
します。

情報交換やボランティアの育成等を図ることを目的に組織されたものです。当日は委嘱状交付や正副委員長の選任が行われました。

6月18日、養父市ボランティア・市民活動センター運営委員会を地域交流センター「福祉の杜」で開催しました。  
この委員会は、ボランティア活動に関する



▲熱心に地域の課題を話し合う委員(=6月21日、関宮ふれあいの郷)

社協は、兵庫県から委託を受け、「安心地区」整備推進事業」を関宮地域で実施します。  
この事業は、いつまでも住みなれた地域で暮らしていけるよう、在宅福祉サービスの拡充を図るモデル事業です。24年度は県内で3箇所実施されます。

と身近な在宅福祉の拠点「安心ミニデイサービスセンター」の設置を行います。  
6月21日、関宮ふれあいの郷で初めての安心地区推進協議会を開催し、正副委員長を選任したあと、関宮地域の現状を確認し課題を話し合いました。  
協議会の委員は次の方です。(敬称略)

- 委員長 藤原 孝市(大久保)
- 副委員長 橋本 雄一(大谷)
- 委員
- 藤原 惇夫(大久保)
  - 田淵 久和(丹戸)
  - 中野 博子(中瀬)
  - 藤川 昭男(関宮)
  - 西谷 康子(葛畑)
  - 本間 孝子(養父市)
  - 小森 昌彦(兵庫県)
  - 藤井三代子(介護サービス事業所)

兵庫県から

## 「安心地区」整備推進事業を受託

## 推進協議会を設置

## 八鹿支部

養父市八鹿町下網場320 地域交流センター「福祉の杜」 TEL: 662-8080 FAX: 662-0161

### 毎月の憩いの場

## 小佐ふれあい喫茶

「ま〜久しぶりやなあ。元気にしとんさった」「元気にしとったで」と笑顔であいさつ。

6月16日に小佐ふれあい倶楽部でふれあい喫茶が開催され、小佐校区の72人が参加しました。

今年で7年目となるこの喫茶は、小佐地区自治協議会とボランティアグループ「赤とんぼの会」が協力して毎月第3土曜日を中心に行っています。赤とんぼの会メンバーは、各区の世帯にチラシを持ち声をかけてまわり、喫茶で季節ごとのお菓子を手作りしてふるまっています。

参加者の森本きよさん（石堂）は「普段なかなか会えない人と出会えるし、時間を忘れて話し込むこともあるよ。毎月の憩いの場



▲手作りの柏餅とミックスジュースを手におしゃべりをするむみなさん（=6月16日、小佐ふれあい倶楽部）

やね」と笑みがこぼれました。

赤とんぼの会代表の谷口豊さん（石堂）は「地域の人から『次はいつするん』と心待ちにされている声を聞きます。近くの子どもたちも寄ってくれるし、みなさんに親しまれる場として続けていきたいです」と話していました。

## 養父支部

養父市広谷251-1 TEL: 664-1142 FAX: 664-2181

## 笑いヨガで心も体もすっきり

### 養父支部ボランティア交流のつどい

「初対面の方と交流ができてよかったです。ずっと笑えばなしかったです」と養父中学校2年生の森あずささん。

養父地域で活動するボランティアが一堂に会する「ボランティア交流のつどい」を6月17日、広谷小学校体育館で開催しました。養父中学校ボランティア部7人の参加もあり57人が集まりました。

この日は、姫路市の福本有花さんを講師に、ヨガの呼吸法と笑いの体操を組み合わせた有酸素運動「笑いヨガ」の指導がありました。福本さんは「体操としての笑いもおかしいと感じる笑いも体への健康効果は全く同じです。短時間でも効果がありますよ」と説明しました。

「つくり笑い」に最初は戸惑っていた参加者も福本



▲両手をあげて深呼吸（=6月17日、広谷小学校体育館）

さんの元気で明るい笑い声につられ会場は笑いの渦に。参加した田村光子さん（森）は「笑って過ごすことが健康のためにいかに大切であるかを学びました。心も体もすっきりしました」と話していました。

また、地域で活用できるレクリエーション用具を体験し、楽しい一日を過ごしました。



## 大屋支部

養父市大屋町加保678-1 大屋保健センター内 TEL: 669-1598 FAX: 669-0093



▲涼しげなかわいい苔玉が出来上がりました(=6月28日、大屋保健センター)

苔玉は、植物の根をケト土で球状に包み、その回りに苔を張り付け糸で固定したものです。参加者は観葉植物やブルーベリーの木など自分の好きな植物で丁寧に仕上げていきました。

6月28日、家庭で高齢者等を介護している人たちが交流や情報交換などを通して心身のリフレッシュや仲間づくりをする「野ぎくの会」を大屋保健センターで開催。この日は10人が参加し、高木園芸の高木規之さんを講師に迎え、苔玉づくり講習会を行いました。



## 「野ぎくの会」でほっと一息 苔玉づくり講習会

高木さんから「水をやりすぎると苔が変色し枯れてしまうので、苔の表面が湿る程度で管理してくださいね」と育て方について説明がありました。

その後は完成した苔玉を飾って茶席をつくり、青楓や朝顔の干菓子で季節を感じながら、自分たちでお茶を点てて楽しみました。

参加した尾崎たかさん(大屋市場)は「手作りの苔玉なので大事に育てたいです。今日は気分も癒されました」と話していました。



▲「まあおいしそう」茶せんでさらさらと抹茶を点てました

## 関宮支部

養父市関宮193 関宮ふれあいの郷内 TEL: 667-3248 FAX: 667-3351



▲楽しく作っています(=6月21日、鶴縄公民館)

「お年寄りの安否確認の訪問がしたい」との思いから、鶴縄ボランティアグループが、ひとり暮らし高齢者へお弁当を届ける友愛訪問活動を始めて、今年で3年目になります。

6月21日、鶴縄公民館にはボランティア9人が集まりました。壁に貼られた献立表を見ながら、キャベツの春巻き、かき揚げ、鮭ご飯などを手際よく作り、お弁当が出来上がりました。

## 鶴縄区

## 見守りの気持ちをお弁当にこめて

の傘を添えて、「お元気がすか」の声とともに高齢者に手渡します。

受け取った杉下権四郎さんは、「作ってもらうのは申し訳ないけど毎日でも食べたいです」、また、同グループ代表の藤下博子さんは、「サロンにお誘いしても来られない方が多いので、この取り組みを始めました。賑やかに楽しく作っています。今は年に2・3回しかできませんが、今後は回数を増やしていきたいと思います」と、話していました。



▲「いつもありがとう」お弁当を受け取る杉下さん

# いきいき企業の地域貢献

「フィランソロピー」  
 ギリシャ語を語源とする合成語で、本来は、人類愛、博愛、慈善を意味する言葉です。  
 日本では、企業による社会貢献活動や寄付行為を指す言葉として使われています。

「いきいき企業のフィランソロピー」では、養父市内の企業による地域貢献活動を紹介していきます。

## 第7回 木の花観光株式会社 プラトーンのはな

養父市丹戸909-1  
 従業員数11人

木の花観光株式会社が運営する「プラトーンのはな」は八チ高原にあり、主に冬はスキー、夏は自然学校や合宿などの利用者を収容する宿泊施設です。

一方で、NPO法人「八チ

高原・氷ノ山自然体験村」を設立し、小中学生を対象に自然体験教室を開き、自然と人々とのかかわりの中で、心豊かな青少年の育成活動を展開しています。  
 その活動について、代表の田淵國光さんにお話をうかがいました。

### 心の豊かさ、心の健康を

▼どのような活動をされていますか

木登り、川遊びなどの自然体験教室のほか、冬はスキー教室や雪遊び、また、自然体験活動指導者養成講習会も開催しています。

### ▼取り組みのきっかけは

平成13年に文部科学省の「青少年自立支援事業」の委託を受け、「八チ高原子ども長期自然体験村実行委員会」を結成。14泊15日や30泊31日の長期での自然体験教室を平成16年まで毎年2〜4回開催。翌17年にNPO法人を設立して、単年実施だったものから継続した活動、他組織と連携した活動ができるようになりました。

子どもたちは自然体験や共

同生活の中で自然との調和、人との調和を理解しながら、自分たちの力でやりとげること、そして周囲の人への気配りを身に付けてくれていると思います。

### ▼この取り組みに対する思いをお聞かせ下さい。

私たちは八チ高原を中心に活動していますので、この八チ高原が豊かな発展をとげることを願っています。  
 また、この教室で育った子どもたちには、八チ高原を第二の故郷として心に残してもらいたいと思います。



▶自然体験村では、マウンテンバイクや木登りなど、子どもたちは様々な事に挑戦します

## 子育てサロン・放課後プレパークの案内

### ●子育てサロンそよ風

日時 7月23日・30日(月)  
 8月6日(月)

場所 ふれあいいきいき  
 サロンそよ風

※7月16日・8月13日は、お休みします。

### ●子育てサロン関宮

日時 7月23日(月)

場所 関宮ふれあいの郷

### ●子育てサロン高柳

日時 7月25日(水)

場所 高柳ふれあい倶楽部

### ●子育てサロン伊佐

日時 8月6日(月)

場所 伊佐ふれあい倶楽部

### ●子育てサロンすくすく

※8月14日はお盆のためお休みします。

### ◆関宮放課後プレパーク

日時 8月10日・24日(金)

場所 関宮コミュニティ  
 スポーツセンター  
 (旧関宮小)

### ◆大屋放課後プレパーク

※8月はお休みします。

## 平成24年度 県民ボランティア活動助成

### エントリー開始

#### ●エントリー期間

7月2日(月)～8月31日(金)

#### ●助成限度額

30,000円

※エントリー数により3万円より減額になる可能性があります。

#### ●申請条件

- 1 県内において継続的にボランティア活動を行う法人格を持たない団体であること。
- 2 構成人数が5人以上であること。
- 3 年度内に12日以上活動を行っていること。
- 4 対象経費が6万円以上であること。

詳細につきましては、本部または各支部までお問い合わせください。

# 今月の かけはしさん



くもた しょうご  
雲田 尚吾さん  
(養父市轟)

昨年、東日本大震災と和歌山の台風被災地に救援ボランティアとして参加し、国内外のボランティア仲間や現地の人など様々な立場の人と出会い貴重な体験をしました。

また、スティールパンの演奏を教える「大屋パンの学校」に入学し、目下自分でドラム缶を叩いて楽器を製作中です。自分たちの演奏を聴いて多くの人に喜んでもらいたいと思います。

大根、ほうれん草作りの仕事や給食配食ボランティアなどを通して、人との出会い、ご縁を大切にしたいと思っています。

丹戸	50,000円	関宮	30,000円	大谷	10,000円	加保	50,000円	門野	30,000円	大杉	30,000円	和田	30,000円	若杉	50,000円	浅野	50,000円	建屋	30,000円	畑ケ中	30,000円	川東	50,000円	奥三谷	10,000円	伊佐	10,000円	小山	30,000円	▼香典返し
	一ノ本達己		森本和雄		五島清和		故松村當子		和田富男		栃尾好一		守田よしゑ		小谷幸作		橋本行男		佐谷大輔		内呑孝行		高木俊雄		河上岩夫		石田毅		小林英夫	

**New**  
**これレクが増えました**

善意銀行に寄せられた寄附金から、レクリエーション用品を購入しました。地域のサロン等でご利用ください。

- スカットボール
- シャフトボード
- エアボール
- 思い出カルタ2・3
- 童話かるた
- すきやきじゃんけん



▲スカットボール

▼善意の寄附	伊佐 匿名 30,000円	大屋市場 津森 豊 3,153円	匿名 3人	以上 金一封	養父市役所・養父市商工会 233,942円	養父市社会福祉協議会 12,524円	▼善意の日の寄附	養父市社会福祉協議会 70万5,353円	▼物品の寄附	糸原 水田イワノ 以上 金一封	小山 小林 英夫 紙おむつ 経腸栄養剤	中岡 上垣 巖 里いも すずこ	糸原 佐野 しま ほうれん草	CDラジカセ	蔵垣 上垣喜代子	食品ラップ フリーザーバッグ ねまき	夏梅 鎌田 幸枝	ボックスティッシュ	大屋市場 森本 源治	かぶ	丹戸 一ノ本達己	紙おむつ	匿名 3人	ほうれん草 もち米	紙おむつ
--------	---------------	------------------	-------	--------	-----------------------	--------------------	----------	----------------------	--------	-----------------	---------------------	-----------------	----------------	--------	----------	--------------------	----------	-----------	------------	----	----------	------	-------	-----------	------

**宝くじ**

■応募方法 はがきまたは、FAXに答えと住所、氏名、ふりがな、年齢、電話番号、「かけはし」をくじになったご意見・ご感想をお書き添えの上、ご応募ください。

正解者の中から抽選で5名さまに図書カードを贈ります。

■応募先 〒667-0022 養父市八鹿町下網場320 「福祉の杜」内 養父市社会福祉協議会 FAX662-0161

★前回の答えは  
『懇談会』でした  
塚本美年子さん(虹の街)  
長島 俊孝さん(高柳谷)  
高階 瀧宏さん(上野)  
高島 文和さん(養父市場)  
岩佐 美弥さん(中瀬)

以上5名の方が当選されました。おめでとうございます。

■ヒント 今年の夏は竹野に行こうかな

岸分所

入

□にあてはまる漢字4文字を考えると、ことばを完成させましょう。

# 総合相談所のご案内

いずれも相談無料

## 心配ごと相談・結婚相談

13:30～16:00

身の回りの困りごとや結婚に関する相談はありませんか？

- ◆ 7月27日(金) 関宮ふれあいの郷
- ◆ 8月3日(金) 地域交流センター「福祉の杜」
- ◆ 8月10日(金) 社協養父支部
- ◆ 8月17日(金) 大屋保健センター

## 弁護士による無料法律相談

13:30～16:30

先着6人の予約制となっていますので、事前に電話でお申し込みください。

- 期 日 平成24年9月19日(水)
- 場 所 大屋保健センター
- 相談時間 1人30分程度
- 申し込み先 養父市社協本部 電話 662-0160

## くらしの法律相談

8:30～17:00

消費者被害や訴訟問題、成年後見制度、福祉サービス利用援助事業などの相談を社協窓口で受け、担当弁護士に伝えて問題解決のお手伝いをします。

相談は、毎週月～金曜日までの常時、本部及び各支部で受付ています。



はま 濱 優月ちゃん 6歳10ヵ月  
ゆづき さき 心咲ちゃん 3歳11ヵ月  
(石堂・姉妹)

うちげえの

宝

### お母さんのしほいさんにききました♪

#### ◆名前はどのようにつけましたか？

優月は、優しく照らすお月さまのように、心咲は、心に明るく咲く花のように、優しくて素敵な女の子になってほしいと思いつけました。

#### ◆今、興味をもっていることはなんですか？

優月は、学校で勉強を頑張っています。国語が好きです。心咲は、お姉ちゃんを真似して、ひらがなの読み書きをしています。

#### ◆ご両親から一言メッセージ

笑ったり、泣いたり、怒ったりの仲良し(?)姉妹。元気に大きくなってくれてありがとう。

## 教えて弁護士さーん!

### 第64回「浮気と慰謝料」のはなし

**Q** 先日、プロ野球関係者が昔の浮気のことと脅されて多額のお金を払ったというような話が問題になっていましたが、どうも、私の夫も浮気をしているようです。もし、夫が浮気をしていた場合、私は、誰からどのくらいの金額を支払ってもらえるのでしょうか。また、そもそも「浮気」とはどのようなことをした場合を指しているのでしょうか。

**A** ご質問にあるとおり、まず、「浮気」とはどのような行為を指しているのかが問題となります。この点、法的に「浮気」といえるのは「不貞行為」があった場合であり、ここにいう「不貞行為」とは、結婚をしている人が、配偶者以外の異性と自由な意思で性交渉に至った場合をいってされています。

これは、夫婦は共に「貞操義務」、つまり、配偶者以外と性交渉をしないという義務を負うとされているためです。

そこで、法的には性交渉に至った場合に「浮気」と認められることになり、単に他の異性と「食事に行った」「手をつなぐ」「キスをする」といった場合は、

感情的な問題は別にして、法的な「浮気」ではないということになります。

なお、不貞の相手については特に制限が無く、風俗店へ行った場合であっても「不貞行為」にあたるかと考えられています。

そこで今回の場合、ご主人が「不貞行為」を行った場合、貴方はご主人とともに、ご主人と不貞行為を行った女性に対し、慰謝料請求をすることができます。

慰謝料の金額については、不貞行為の回数や行っていた期間、人数などによって変わりますが、一般的には100万円から300万円程度になります。

また、仮に「不貞行為」とまでは至っていなかったり、不貞関係にあったことまでを示す証拠が無い場合であっても、それを疑わせるような関係にあった場合には、これにより精神的苦痛を被ったとして、慰謝料が認められる場合もあります。

ただし、その場合の慰謝料の額は、「不貞行為」に至っていた場合に比べて、少なくなるのが一般的です。

いずれの場合でも、慰謝料の請求ができるかどうか、その金額がどのくらいになるかについては、証拠や状況によって異なりますので、弁護士に相談すべきです。

S I N法律労務事務所 弁護士 福島 健太

